

議案第 6 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、四市複合事務組合の加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合組合長から、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更の協議があったため、提案するものです。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第二第三条第一項第十一号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

議案第六号資料

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）新旧対照表

改 正 案		現 行	
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>千葉県市（銚子市から君津郡市広域市町村圏事務組合まで略）</p> <p>安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合（長生郡市広域市町村圏組合から南房総広域水道企業団まで略） 千葉県後期高齢者医療広域連合</p>		<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>千葉県市（銚子市から君津郡市広域市町村圏事務組合まで略）</p> <p>安房郡市広域市町村圏事務組合（長生郡市広域市町村圏組合から南房総広域水道企業団まで略） 千葉県後期高齢者医療広域連合</p>	
別表第二（第三条第一項関係）		別表第二（第三条第一項関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第三条第一項第一号に掲げる事務	略	第三条第一項第一号に掲げる事務	略
第三条第一項第二号に掲げる事務	略	第三条第一項第二号に掲げる事務	略
第三条第一項第三号に掲げる事務	略	第三条第一項第三号に掲げる事務	略
第三条第一項第四号に掲げる事務	略	第三条第一項第四号に掲げる事務	略
第三条第一項第五号に掲げる事務	略	第三条第一項第五号に掲げる事務	略
第三条第一項第六号に掲げる事務	略	第三条第一項第六号に掲げる事務	略
第三条第一項第七号に掲げる事務	略	第三条第一項第七号に掲げる事務	略
第三条第一項第八号に掲げる事務	略	第三条第一項第八号に掲げる事務	略
第三条第一項第九号に掲げる事務	略	第三条第一項第九号に掲げる事務	略
第三条第一項第十号に掲げる事務	略	第三条第一項第十号に掲げる事務	略

		改 正 案				現 行	
第三条第一項第十一号に掲げる事務	第三条第一項第十二号に掲げる事務	第三条第一項第十三号に掲げる事務	第三条第一項第十四号に掲げる事務	第三条第一項第十五号に掲げる事務	第三条第一項第十六号に掲げる事務	第三条第一項第十一号に掲げる事務	第三条第一項第十二号に掲げる事務
銚子市（館山市から君津郡市広域市町村圏事務組合まで略）安房郡市広域市町村圏事務組合（四市複合事務組合）（長生郡市広域市町村圏組合から印西地区環境整備事業組合まで略）千葉県後期高齢者医療広域連合	略	略	略	略	略	銚子市（館山市から君津郡市広域市町村圏事務組合まで略）安房郡市広域市町村圏事務組合（長生郡市広域市町村圏組合から印西地区環境整備事業組合まで略）千葉県後期高齢者医療広域連合	略